



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

規 則

- 沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 1
- 告 示
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 2
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業支援課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3
- 病院事業局事項
- 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令…………… 3
- 公安委員会事項
- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 4

## 規 則

沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第67号

沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則（平成14年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「第6条第1号」を「第6条第2号」に改める。

第11条中「第6条第2号」を「第6条第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

沖縄県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 5月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 宮古土地改良区
- 2 認可年月日 平成25年 5月20日

## 沖縄県告示第334号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局北部ダム事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成25年 5月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 金武町の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年 8月21日から同月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

---

公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年 5月28日から同年 9月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成25年 5月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成25年 4月18日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）スーパースポーツゼビオ宜野湾店 宜野湾市真志喜三丁目292番 2号ほか2筆
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目 7番35号 代表取締役 諸橋友良
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目 7番35号 代表取締役 諸橋友良
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年12月18日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,532平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 314台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 58台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
  - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 139.18平方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
  - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 24.96立方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）
  - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻午前 9時、閉店時刻午後 10時
  - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8時30分から午後10時30分まで
  - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口 2か所、出口 1か所、出入口の位置 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成25年 5月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー泡瀬店 沖縄市比屋根二丁目1番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ダイエー 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1 代表取締役 桑原道雄
- 3 届出年月日 平成25年 5月15日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
廃止前 15,394平方メートル  
廃止後 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成25年 5月15日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 5月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 8月 7日 沖縄県指令士第927号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇566番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇331番地の2 コーポラス和101号 内嶺登
- 5 検査済証番号 平成25年 5月13日 第3094号
- 6 工事完了年月日 平成25年 4月22日

---

## 病 院 事 業 局 事 項

---

### 沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 5月28日

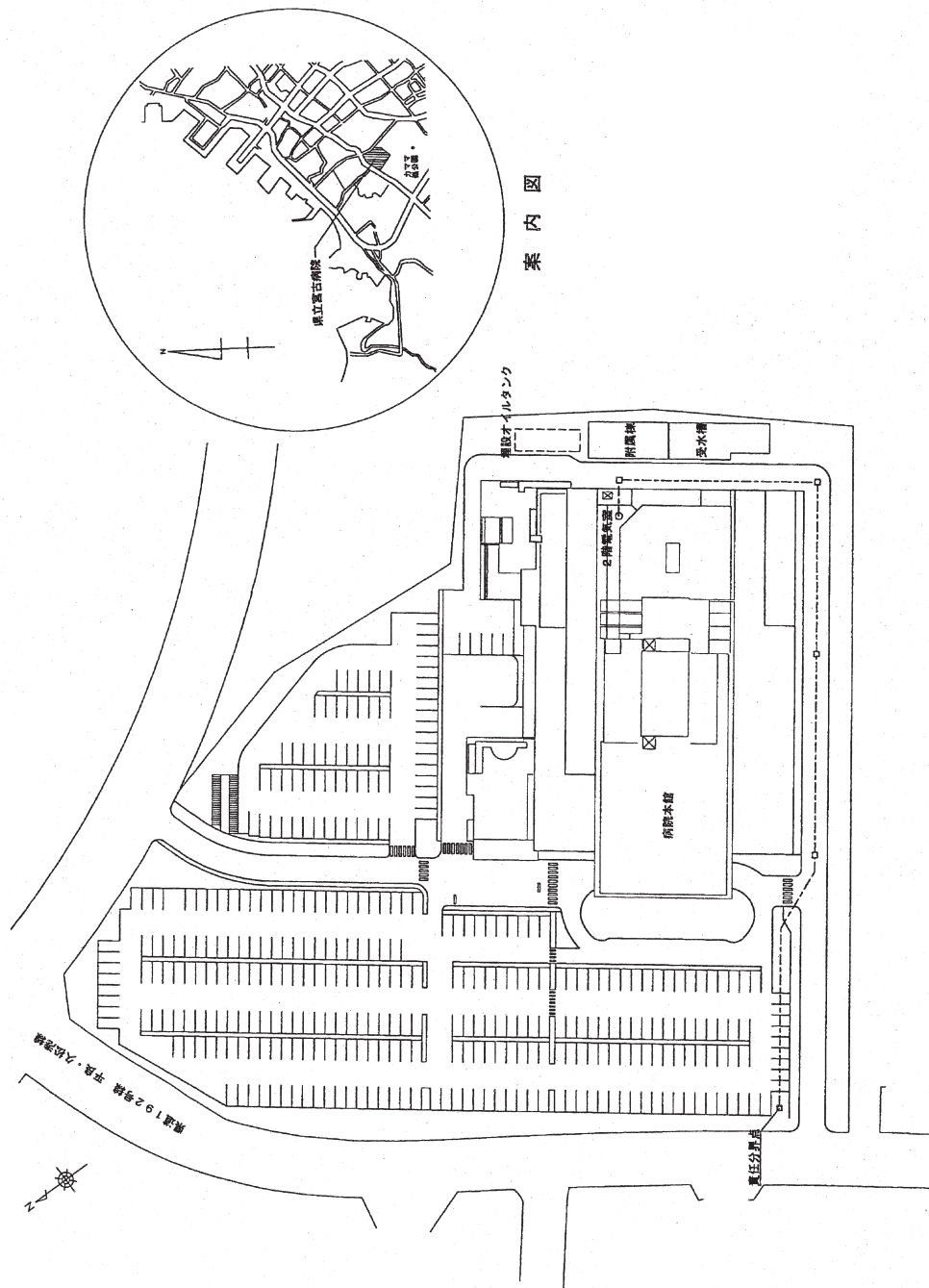
沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

#### 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別図第4を次のように改める。



別図第4 (第26条関係)  
県立宮古病院配置図

附 則

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

**公安委員会事項**

沖縄県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成25年 5月28日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成25年7月9日（火曜日）から同月18日（木曜日）まで（金曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	午前9時から午後5時まで（平成25年7月18日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月18日（木曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成25年7月16日（火曜日）から同月18日（木曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成25年7月18日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月18日（木曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者  
ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧一級検定に合格した者

オ 旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

#### 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

##### ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

##### イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

#### 6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成25年6月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成25年6月12日（水曜日）から同月18日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

#### 8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---